

税理士特別セミナー

簿記1級担当講師が語る

“税理士のススメ！”

T A C 税理士講座

目 次

ページ

テーマ 1	税理士の魅力	1 ～ 3
テーマ 2	税理士試験の概要	4 ～ 7
テーマ 3	簿記 1 級と税理士試験の関連性	8 ～ 9
テーマ 4	簿記論の出題傾向と対策	10 ～ 13
テーマ 5	財務諸表論の出題傾向と対策	14 ～ 17
テーマ 6	簿記論と財務諸表論の関連性	18
テーマ 7	税理士受験プラン	19 ～ 22
付 録	第70回（令和 2 年度）税理士試験 簿記論・第一問	

テーマ 1

税理士の魅力

1 税理士の仕事

税理士は、納税者の納税義務が適正に実現されるための業務を行うと同時に、国の財政等に直接関係する業務を行っており、社会的に重要な職業です。さらにその業務内容は、経営コンサルティング等多岐にわたっています。ここでは、税理士の仕事の内容を具体的に紹介します。

1 税務業務（独占業務）

税務業務とは、税理士法で定められた独占業務であり、「税務書類の作成」、「税務代理」及び「税務相談」の3つがあります。これらの業務は税理士以外が行うことは出来ません。

税務書類の作成とは、税務官公署に提出する申告書、申請書、請求書などを税理士自らの責任と判断において作成することをいいます。

税務代理とは、税に関する法令に基づき、税務官公署に対して、申告、申請、請求などを納税者に代わって行うこといいます。

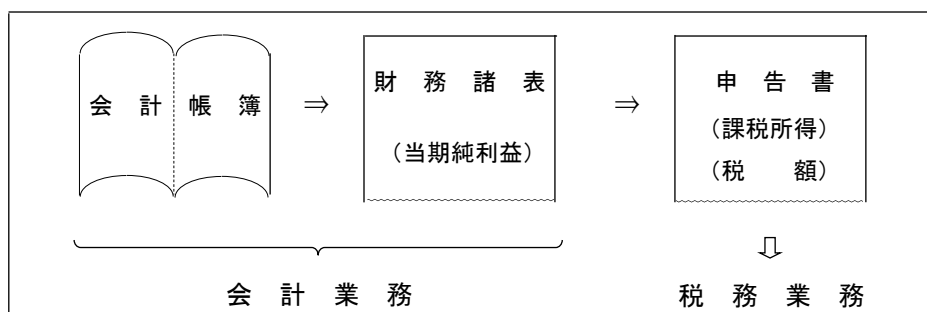
税務相談とは、具体的事例に基づき、所得金額や税額などの相談に応じることをいいます。

2 会計業務

会計業務とは、会計帳簿への記帳、財務諸表の作成の指導及び代行等の業務をいいます。

税務業務と会計業務とは、非常に密接に関係しています。例えば、法人税は基本的に企業の獲得した利益（もうけ）に対して課税がなされます。その税額の算定手順は、会計業務で算定された利益に対して税務調整を行い、税額算定の基礎となる課税所得を算定し、その金額に基づいて税額を算定するという手順になります。

よって、多くの企業は税務業務のみではなく、会計業務についても税理士に任せています。



3 経営コンサルティング業務

企業は、「設立」、「株式公開」、「再生」といったその成長過程において、様々な問題点を抱えています。そうした問題点に対して、財務・税務の知識を駆使してアドバイスを行い、その成長・発展を見守っていくことが、税理士の行う経営コンサルティング業務です。

特に、厳しい経営環境におかれている中堅・中小企業の経営者は、身近な存在である税理士に経営改善のアドバイザーとしての役割を求めている、そのニーズは年々高まっています。

4 資産税コンサルティング業務

個人の所有する土地・家屋・有価証券等の資産を譲渡や相続した場合、莫大な所得税や相続税が課されることがあります。そこで、税務のスペシャリストとして節税や納税対策を目的とした相続・事業承継・資産運用等に関する提案を行い、収入を得ることができます。最近ではこのような資産税コンサルティングに特化した税理士事務所も増えています。

5 国際税務

海外に進出している日本企業、あるいは日本に進出している海外企業の税務は、日本の税制と海外の税制が複雑に絡み合うため大変難しいものとなっています。これらを橋渡しするのが国際税務です。なお、語学力が求められるため、国際税務を専門に扱う税理士事務所や税理士法人に仕事の依頼が集中しています。

6 補佐人

平成13年6月の税理士法の改正で、税理士による補佐人制度が実現しました。補佐人制度とは、納税者の正当な権利・利益の救済を支援するために設けられた制度で、税務訴訟において、税理士は補佐人として弁護士の訴訟活動を税務の専門家の立場から補佐し、自己の持つ税務に関する専門知識を駆使して、陳述活動等をすることができるようになりました。

7 外部監査

税理士は、社会公共の利益を守る外部監査人として、地方公共団体における税金の使途のチェック及び地方独立行政法人が毎年公表する財務諸表の監査を行います。

8 会計参与

会社法（平成18年施行）の制定により、会計参与制度が新設されました。会計参与とは、中小会社の会計の適正化を図ることを目的として、会社法において新設された会社の機関（役員）で、主な業務は取締役（経営者）と共同して財務諸表の作成をすることにあります。なお、会計参与は公認会計士（監査法人）または税理士（税理士法人）しかありません。

2 仕事のフィールド

税理士の活躍の場には様々な選択肢が存在し、自分の個性、やりたい仕事等に応じて選ぶことができます。ここでは、税理士の活躍できるフィールドについて紹介します。

1 独立開業する

税理士は、独立開業しやすい資格です。資格を取得し、数年間の実務経験を積み、個人でも十分クライアントを確保することができます。

「独立開業」の一番の魅力は、自由に活動できることです。誰からも指示されることなく、自分の考えだけで行動できます。時間的に融通も利くので、仕事と家事・育児を両立させている女性税理士も増えています。また、努力したことが全部自分に返ってきますので、モチベーションもあがります。

なお、同じ税理士でも、法人税に強い人、所得税に強い人など専門分野は異なります。そのため、複数の税理士が提携して税理士法人を設立し、それぞれの得意分野の仕事を行ったり、共同して大規模な案件を引き受けることもできます。

2 税理士法人に勤務する

税理士法人では、法人税部門、個人所得税部門、資産税部門、コンサルティング部門、国際税務部門等といったように担当部門を細分化しており、専門性の高い大規模な案件に関与することができます。将来、特定の専門分野（株式公開サポート業務、資産税コンサルティング業務、国際税務等）での活躍を志す人に向いているフィールドといえます。

3 金融機関に勤務する

銀行・証券・保険・リース等の金融機関では、税理士を企業内に迎え入れようという確実な動向が見えます。例えば、銀行の融資担当に配属になれば、融資先の経営分析や経営改善のコンサルティングを行ったり、保険会社や信託銀行では個人の資産運用や相続対策の案件に関与するなど、それぞれの金融機関において活躍の場は無限に広がっています。

4 一般企業に勤務する

一般企業に勤務した場合、財務諸表・税務申告書等の作成等といった財務・経理のメイン業務を担当します。これにより、企業のすべての資金の流れをつかむことになるため、経営に関しても財務面から助言することができ、企業のなかでも一目置かれる存在となります。

最近では、人事考課の際に資格を重視する企業が増えており、社内でキャリアアップする上でも、税理士資格があれば断然有利です。また、ベンチャー企業であれば、C F Oとして舵取りを行い、企業を成長させていく喜びを味わうことも可能です。

テーマ 2

税理士試験の概要

税理士として業務を行うためには、税理士試験に合格しなければなりません。ただし、税務と会計は大変密接な関係があるため、税理士試験の受験科目の大半は、簿記と深く関連しています。ここでは、税理士試験の詳細について、データとともに紹介します。

1 税理士試験の日程

税理士試験は、例年8月上旬～中旬の平日3日間に行われます。試験時間は、全科目とも2時間です。また、合格発表は、例年12月中旬から下旬に行われます。

2 受験資格

税理士試験を受験するには下記のいずれかの受験資格を有していることが必要です。

1 学識

- (1) 大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で法律学又は経済学を主たる履修科目とする学部・学科・学校を卒業した者、または、それ以外の学部・学科・学校を卒業した者で法律学又は経済学に属する科目を1科目以上履修した者
- (2) 大学3年次以上の学生で、法律学又は経済学に属する科目を含め62単位以上を取得した者、または、法律学又は経済学に属する科目を含め36単位（外国語及び保健体育科目を除く最低24単位の一般教育科目が必要）以上を取得した者
 - ・法律学に属する科目の例
法学、法律概論、憲法、民法、刑法、商法、行政法、労働法、国際法等
 - ・経済学に属する科目の例
(マクロ又はミクロ)経済学、経済学原論、経済政策、経済学史、財政学等

2 資格

- (1) 日本商工会議所主催簿記検定試験1級合格者
- (2) (社)全国経理学校協会主催簿記能力検定試験上級合格者

3 職歴

- (1) 弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等（業務従事期間2年以上）
- (2) 法人等における会計事務経験者（業務従事期間2年以上）
- (3) 税理士、公認会計士、弁護士等の業務補助経験者（業務従事期間2年以上）

なお、受験資格を有するかどうか判断しかねる場合には、「国税庁内国税審議会税理士分科会」へお問い合わせ下さい。

3 科目選択制度

科目選択制度とは、税理士試験の試験科目全11科目から5科目を選択することができる制度です。試験科目の中には、下記の表で示すような必須科目・選択必須科目等の制約もありますが、この制度により科目選択にかなりの幅が認められています。

会計科目		税法科目								
必 須		選択必須		選 択						
簿記論	財務諸表論	法人税法	所得税法	相続税法	消費税法	酒税法	固定資産税	事業税	住民税	国税徴収法

(注1) 消費税法と酒税法は、どちらか1科目しか選択できません。

(注2) 事業税と住民税は、どちらか1科目しか選択できません。

4 試験科目の内容

科 目	内 容
簿 記 論	企業が行った取引をどのように会計帳簿に記録するかを学習
財 務 諸 表 論	株主等に報告するための財務諸表の作成に関する考え方を学習
法 人 税 法	会社の儲けに対して課される税金について定めた法人税法の考え方を学習
所 得 税 法	個人の儲けに対して課される税金について定めた所得税法の考え方を学習
相 続 税 法	相続等で財産を無償取得した場合に課される税金について定めた相続税法の考え方を学習
酒 税 法	アルコール飲料に対して課される税金について定めた酒税法の考え方を学習
消 費 税 法	商品の販売等に対して課される税金について定めた消費税法の考え方を学習
固 定 資 産 税	個人等が有する固定資産に対して課す税金である固定資産税について学習
事 業 税	事業活動を行う個人及び法人に対して課す税金である事業税について学習
住 民 税	所得のある個人及び法人に対して課す税金である住民税について学習
国 税 徴 収 法	国税の徴収に関して定めた国税徴収法の考え方を学習

5 科目合格制度

科目合格制度とは、1科目ずつ受験することができ、1度合格した科目は生涯有効になる制度です。また、科目合格の段階でも評価され、就職や転職に当たり有利に働きます。

つまり、ライフスタイルや将来プランに合わせて受験でき、一歩ずつステップアップしながら、着実にゴールを目指すことができます。

6 税理士試験の特徴

税理士試験の合格基準は、各科目ともに満点の60%（すなわち60点）となっていますが、出題される問題の難易度やボリュームに関わらず、各科目の合格率は、ほぼ10～15%で毎年安定しています。つまり税理士試験は、全受験者のうち上位10～15%の人が合格する競争試験です。

また、どの科目の出題もボリュームが多く、制限時間内にすべてを解答できる問題は出題されません。難易度については、年によりかなりバラツキがあります。ある年の合格ラインはT A Cでの予想配点で70点位、次の年では40点位というように、簡単な年と難しい年では約30点もの開きがあります。では、なぜ毎年一定の合格率を保っているのでしょうか？

実は、正解率の高い解答箇所の高い配点を置き、正解率の低い解答箇所は配点を軽くする等の採点上の調整が行われているのです。したがって、難しい箇所が解答できたか否かではなく、受験生の多くが解答できる基本的事項をどれだけ確実に得点したかで合否は決まります。

税理士試験の特徴

- ・制限時間内では解ききれないボリュームの問題が出題される
- ・難易度に関係なく毎年一定の合格率(10～15%)を保っている
- ・合否を分けるのは基本的事項の正解率

参 考 最近5年間の科目別合格率の推移

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
簿 記 論	12.6%	14.2%	14.8%	17.4%	22.6%
財務諸表論	15.3%	29.6%	13.4%	18.9%	19.0%
法 人 税 法	11.6%	12.1%	11.6%	14.7%	16.1%
所 得 税 法	13.4%	13.0%	12.3%	12.8%	12.0%
相 続 税 法	12.5%	12.1%	11.8%	11.7%	10.6%
酒 税 法	12.6%	12.2%	12.8%	12.4%	13.9%
消 費 税 法	13.0%	13.3%	10.6%	11.9%	12.5%
固定資産税	14.6%	13.3%	14.9%	13.7%	13.5%
事 業 税	12.9%	11.9%	11.0%	14.8%	13.1%
住 民 税	11.7%	14.3%	13.5%	19.0%	18.1%
国税徴収法	11.5%	11.6%	10.7%	12.7%	12.2%

< T A C > 無断複写・複製を禁じます

【MEMO】

テーマ 3

簿記1級と税理士試験の関連性

1 各試験科目における簿記知識の必要性

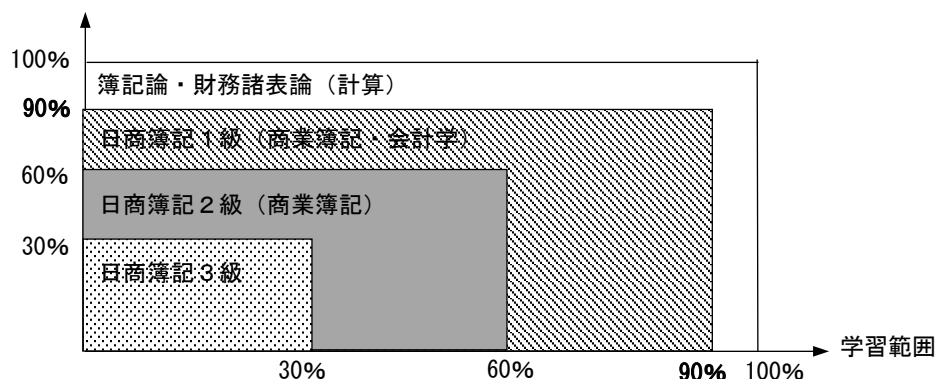
税理士試験の試験科目の大半は、簿記と深く関連しています。各試験科目の学習にあたって必要な簿記知識は下記に示す通りです。

簿記の知識が不要な科目	相続税法	酒税法	固定資産税	国税徴収法
簿記3級の知識が必要な科目	簿記論	財務諸表論	消費税法	
簿記・財表の知識が必要な科目	法人税法	所得税法		
法人税法の知識が必要な科目	事業税			
所得税法の知識が必要な科目	住民税			

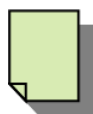
2 日商簿記検定と会計科目の学習範囲の関係

日商簿記検定と税理士試験の会計科目の学習範囲等の関係を示すと下記の通りになります。

問題の難易度・ボリューム



このように、皆さんが簿記1級の学習により得た知識は、税理士受験において大きなアドバンテージを有しています。特に、簿記論・財務諸表論（計算）については、その学習範囲の約90%を網羅しています！



参 考 簿記１級と税理士「簿記論」「財務諸表論（計算）」の関連表

「簿記論」 「財務諸表論（計算）」 学習内容（共通）	日商簿記 検定１級
簿記一巡の手続	◎
一般商品売買	◎
特殊商品売買	◎
現金・預金	◎
債権・債務・手形	◎
有価証券	◎
有形固定資産	◎
無形固定資産	◎
研究開発費・ソフトウェア	◎
貸倒引当金・その他の引当金	◎
人件費・退職給付会計	◎
社債	◎
株主資本	◎
新株予約権	◎
繰延資産	◎
税金・税効果会計	◎
外貨建取引等	◎
製造業会計	◎
本支店会計	◎
組織再編	◎
財務諸表	◎
会計上の変更・誤謬の訂正	○
連結財務諸表	◎

「簿記論」学習内容	日商簿記 検定１級
帳簿組織	-
推定簿記	○
工事契約	◎

「財務諸表論（計算）」 学習内容	日商簿記 検定１級
計算書類等、B/S・P/Lの概要	○
分配可能額計算	○
財務諸表等規則の表示	-

- ◎ 学習済み（ただし、出題傾向・出題形式は異なる）
- 基礎知識は学習済みだが、さらに知識の習得が必要
- 未学習

テーマ 4

簿記論の出題傾向と対策

簿記論では、計算問題が3問形式（制限時間は120分）で出題されます。

第一問と第二問はそれぞれ学者試験委員（大学教授）が担当し、第三問は実務家試験委員（税理士・公認会計士）が担当します。

配点は、第一問・第二問がそれぞれ25点、第三問が50点の合計100点となっています。

なお、解答に際しては、鉛筆やシャープペンシルの使用は認められておらず、黒又は青のボールペン又はインクペンを使用することとなります（財務諸表論も同様）。

1 難易度（過去10年間のT A C配点によるボーダーライン）

	第一問	第二問	第三問	合 計	合格率
	25点	25点	50点	100点	
平成23年(第61回)	15点	15点	30点	60点	14.8%
平成24年(第62回)	11点～12点	12点	24点～26点	47点～50点	18.8%
平成25年(第63回)	10点～11点	10点	23点～24点	43点～45点	12.2%
平成26年(第64回)	10点～12点	8点～10点	18点～20点	36点～42点	13.2%
平成27年(第65回)	21点～25点	10点～12点	26点～28点	57点～65点	18.8%
平成28年(第66回)	15点～18点	12点～15点	22点～27点	49点～60点	12.6%
平成29年(第67回)	15点～19点	17点～20点	28点～35点	60点～74点	14.2%
平成30年(第68回)	12点～15点	14点～18点	18点～22点	44点～55点	14.8%
令和元年(第69回)	18点～21点	15点～18点	27点～33点	60点～72点	17.4%
令和2年(第70回)	20点～23点	12点～14点	28点～32点	60点～69点	22.6%

難易度は、問題によって大きなバラつきがあります。各問題の配点に対するボーダーラインの割合をみると、平成27年(第65回)第一問は80～100%ですが、平成26年(第64回)第二問は30～40%です。さらに、合計でもバラつきがあり、平成26年(第64回)と平成29年(第67回)のボーダーラインは30点前後の差があります。

2 出題形式及びボリューム

	第一問・第二問	第三問
問題構造	個別問題	総合問題
解答要求事項	・ 仕訳 ・ 特定金額の算定 など	決算整理後残高試算表または財務諸表(貸借対照表と損益計算書)の金額の算定
ボリューム	制限時間(2時間)で解くことができないボリューム	

学者試験委員が担当する第一問及び第二問では、平成23年(第61回)以降、それぞれ2～4題の個別問題が出題されています。解答要求事項は、仕訳や勘定記入、特定金額の算定など多岐にわたります。なお、設問方法に工夫がみられ、次のような学術的な問題も出題されています。

- ・ 複数の会計処理が存在するものについてそれらを比較する問題
- ・ 取引当事者双方の会計処理を問う問題
- ・ 取引が発生してから終了するまでの一連の会計処理を問う問題

一方、実務家試験委員が担当する第三問は、平成24年(第62回)以降「決算整理前残高試算表 ⇒ 決算整理」という構造で出題されており、解答要求事項も決算整理後残高試算表か財務諸表の作成となっています。このように問題構造や解答要求事項がパターン化しているため、類似問題を多く解いて、正確かつ効率的な金額の集計方法を身につけることが重要です。

なお、問題のボリュームは、制限時間(120分)内ですべてを解答できる問題は出題されていません。したがって、本試験ではすべての設問に解答する必要はありませんが、他の受験生よりも多く得点するためには、解答スピードを上げる必要があります。

3 過去10年間の出題論点と出題回数

論 点	第一問・第二問	第三問
簿記一巡の手続	1 回	5 回
帳簿組織	4 回	出題なし
推定簿記	2 回	出題なし
一般商品売買	9 回	10回
特殊商品売買	4 回	2 回
現金・預金	1 回	10回
債権・債務	1 回	7 回
手形	1 回	5 回
貸倒引当金	6 回	10回
有価証券	6 回	10回
有形固定資産	7 回	10回
無形固定資産・研究開発費	2 回	4 回
社債	3 回	2 回
株主資本	7 回	1 回
新株予約権	4 回	2 回
人件費	2 回	9 回
外貨建取引等	4 回	10回
会計上の変更・誤謬の訂正	2 回	3 回
税金	5 回	10回
工事契約	1 回	出題なし
本支店会計	4 回	1 回
組織再編	4 回	2 回
連結財務諸表	2 回	出題なし

学者試験委員が担当する第一問・第二問では上記23論点すべて出題されているのに対し、実務家試験委員が担当する第三問では出題されていないものがあります。また、上記論点のうち6回以上出題されているのは、第一問・第二問では5論点、第三問では9論点です。

つまり、第一問・第二問では様々な論点がまんべんなく出題されるのに対して、第三問ではある程度決まった論点（実務に関わってくる論点）が出題される傾向があるといえます。

4 対策（学習方法）

次のステップで学習を行うと効果的です。

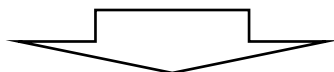
《ステップ1》苦手論点を作らない

簿記論では論点が幅広く出題されており、苦手論点の本試験で出題された場合、大きな失点に繋がる可能性があるため、苦手論点を作らないようにしましょう！



《ステップ2》第三問（実務家試験委員問題）の対策を行う

実務家試験委員問題は、出題形式、出題論点がある程度パターン化しているため、対策が立てやすいといえます。実務家試験委員問題に類似した問題を多く解いて、正確かつ効率的な金額の集計方法を身に付けましょう！



《ステップ3》学者試験委員問題の対策を行う

学者試験委員問題は、出題形式、出題論点が多岐にわたり、簿記論の学習内容に関する理解力が必要となるため、対策に時間がかかり、また、苦手にする方も多くいます。学者試験委員問題の対策では、あせらずに問題の間違った箇所について原因を考える等の理解力を高める学習を心掛けましょう！

テーマ 5

財務諸表論の出題傾向と対策

「財務諸表論」は、企業の財務状況を株主等に報告するための財務諸表（報告書）を作成するまでの考え方に関する知識が問われる試験科目です。試験は3問形式で出題され、第一問と第二問はそれぞれ学者試験委員（大学教授）が理論問題（記述式）を担当し、第三問は2名の実務家試験委員（税理士・公認会計士）が計算問題を担当します。

配点は、第一問・第二問がそれぞれ25点、第三問が50点の合計100点となっています。

1 難易度（過去10年間のT A C配点によるボーダーライン）

	第一問	第二問	第三問	合 計	合格率
	25点	25点	50点	100点	
平成23年(第61回)	9点～10点	13点	37点～41点	59点～64点	16.6%
平成24年(第62回)	9点～10点	13点～14点	35点～40点	57点～64点	20.7%
平成25年(第63回)	11点	21点	38点～42点	70点～74点	22.4%
平成26年(第64回)	17点～19点	17点～18点	27点～32点	61点～69点	18.4%
平成27年(第65回)	10点～13点	11点～12点	25点～29点	46点～54点	15.6%
平成28年(第66回)	14点～15点	5点～6点	36点～39点	55点～60点	15.3%
平成29年(第67回)	14点～15点	14点	40点～44点	68点～73点	29.6%
平成30年(第68回)	13点～16点	10～12点	34点～37点	57点～65点	13.4%
令和元年(第69回)	13点～15点	19～23点	32点～35点	64点～73点	18.9%
令和2年(第70回)	14点～17点	13～16点	33点～36点	60点～69点	19.0%

財務諸表論の問題の難易度も、簿記論同様、問題によって大きなバラつきがあります。各問題の配点に対するボーダーラインの割合をみると、平成25年(第63回)第二問は80%程度ですが、平成28年(第66回)第二問は20%程度です。合計でもバラつきがあり、平成27年(第65回)と平成29年(第67回)のボーダーラインには20点前後の差があります。

2 出題形式及びボリューム

	第一問・第二問（理論）	第三問（計算）
解答要求事項	・ 会計基準の空所補充 ・ 正誤選択 ・ 論述	財務諸表（貸借対照表と損益計算書）の作成
ボリューム	制限時間（2時間）でほぼ解くことができるボリューム	

第一問・第二問（理論問題）の解答要求事項としては、「会計基準の空所補充」「論述」「正誤選択」の3つが主に出题されます。

「会計基準の空所補充」については、各会計基準の重要な項目（特にキーワード）について正確に覚えておかないと解答できません。「論述」では、各論点について要点を簡潔に記入させる問題が出题されています。また、「正誤選択」では各論点に関する理解が問われます。

したがって、各論点についてキーワード又はキーセンテンスを中心に暗記するとともに、理解も深めていくように心掛けましょう！

一方、第三問（計算問題）では、総合問題形式で貸借対照表及び損益計算書の作成が必ず出题され、問題構造も簿記論の第三問同様「決算整理前残高試算表 ⇒ 決算整理」という構造で出题されます。このように、財務諸表論の計算問題も解答要求及び問題構造がパターン化しているため、類似問題を多く解いて、正確かつ効率的な金額の集計方法を身につけることが重要です。

なお、最近では総合問題の中で「注記」を併せて記載されることが多くなっています。「注記事項」は財務諸表論（計算）固有の内容ですが、出题された場合は得点源となるため、しっかりと身につけてください！

また、問題のボリュームとしては制限時間（120分）で解答できる問題が出题されることが多いですが、第一問・第二問で難易度が高い設問が必ずあるため、本試験ではすべて解答する必要はありません。ただし、計算に関しては、簿記論同様、解答スピードを上げる必要があります。

3 過去10年間の出題論点

1 理論問題

年度(回数)	第 一 問	第 二 問
平成23年(第61回)	会計上の変更等	資産の概要(費用配分の原則)
平成24年(第62回)	棚卸資産(販売用不動産)	資産の概要(評価と配分)
平成25年(第63回)	継続企業の前提に関する注記	自己株式
平成26年(第64回)	繰延資産及び無形固定資産	企業会計原則 金融商品に関する会計基準 ストック・オプション等に関する会計基準
平成27年(第65回)	引当金	固定資産の減損に係る会計基準
平成28年(第66回)	包括利益の表示に関する会計基準 金融商品に関する会計基準	外貨建取引等会計処理基準
平成29年(第67回)	損益会計	資産除去債務に関する会計基準
平成30年(第68回)	純資産会計 連結財務諸表	財務会計の概念フレームワーク 割引計算(減損、退職給付等)
令和元年(第69回)	財務会計の概念フレームワーク 引当金	企業会計原則 リース基準
令和2年(第70回)	包括利益の表示に関する会計基準	財務会計の概念フレームワーク 資産除去債務に関する会計基準

最近の理論問題は、「資産除去債務に関する会計基準」や「金融商品に関する会計基準」等の新会計基準からの出題が多くなっていますが、その内容と関連する伝統的な会計理論(企業会計原則)も併せて出題される場合があるため、新会計基準の学習に偏ることなく、伝統的な会計理論の学習も必要となります。

2 計算問題

論 点	出題回数	論 点	出題回数
現金預金	9回	金銭債務	9回
金銭債権	10回	引当金	10回
有価証券	10回	退職給付会計	8回
棚卸資産	10回	株主資本	9回
有形固定資産	10回	税金	10回
無形固定資産	6回	税効果会計	10回
繰延資産	3回	外貨建取引	8回

現金預金、金銭債権、有価証券、棚卸資産、有形固定資産、無形固定資産、金銭債務、引当金、退職給付会計、株主資本、税金、税効果会計、外貨建取引といった論点は、ほぼ毎年出題されているため、確実に身につける必要があります。

4 対策（学習方法）

次のステップで学習を行うと効果的です。

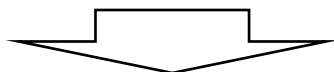
《ステップ1》計算に関する知識を習得する

計算の学習内容の多くは簿記論の学習内容と重複します。よって、簿記論で個々の会計処理についてしっかり学習して、財務諸表論（計算）では「表示科目」「表示区分」「注記事項」といった固有の論点について身につけましょう。



《ステップ2》計算の総合問題の対策を行う

計算は、出題形式、出題論点がパターン化しているため、対策が立てやすいといえます。類似問題を多く解いて、正確かつ効率的な金額の集計方法を身につけましょう！



《ステップ3》理論に関する会計基準の文章の暗記を行う

理論は会計基準の内容について、論述問題及び空所補充問題が出題されます。暗記量が理論の得点に大きな影響を及ぼすため、「ポイントチェック（コンパクトサイズの暗記用教材）」などを利用して暗記しよう。



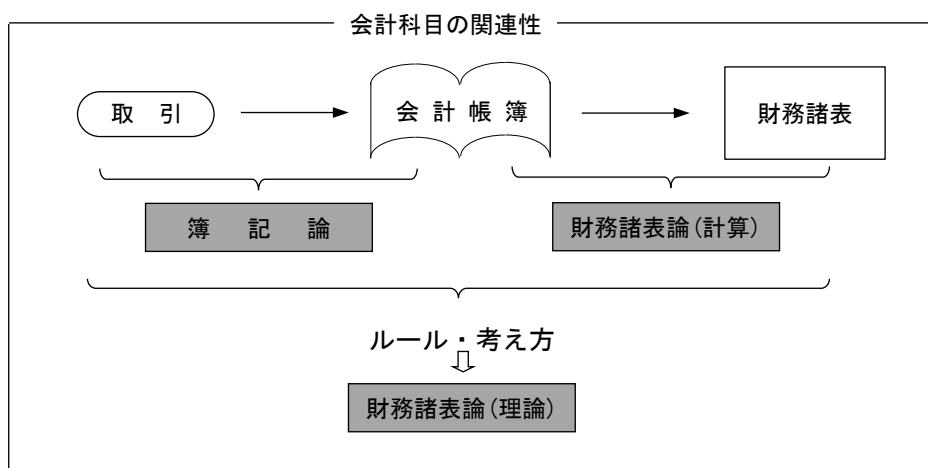
《ステップ4》理論の学習内容を理解する

理論では正誤選択問題など理解力が問われる問題も出題されます。このような問題で得点できると他の受験生に差をつけられます。よって、「理論テキスト」や「ポイントチェック」「理解度チェック」を通じて理解を深めましょう！

テーマ 6

簿記論と財務諸表論の関連性

会計科目（簿記論・財務諸表論）の関連性を図に示すと下記の通りになります。



よって、簿記論と財務諸表論は同時に学習することで以下のような相乗効果が期待できます。

同時学習の相乗効果

- ・ 簿記論と財務諸表論（計算）のトレーニング（問題集）には、類似した問題も収録されているため、学習の負担を軽減（特に復習時間を短縮）させることができる。
- ・ 同一の論点について、各科目の特性に応じた講義を受けることができるため、多角的に学習することができ、理解が深まりやすい。
- ・ 財務諸表論（理論）では、会計処理の根拠や考え方を学習するため、簿記論の学習においても理解に基づいた学習を行うことができる。

テーマ 7

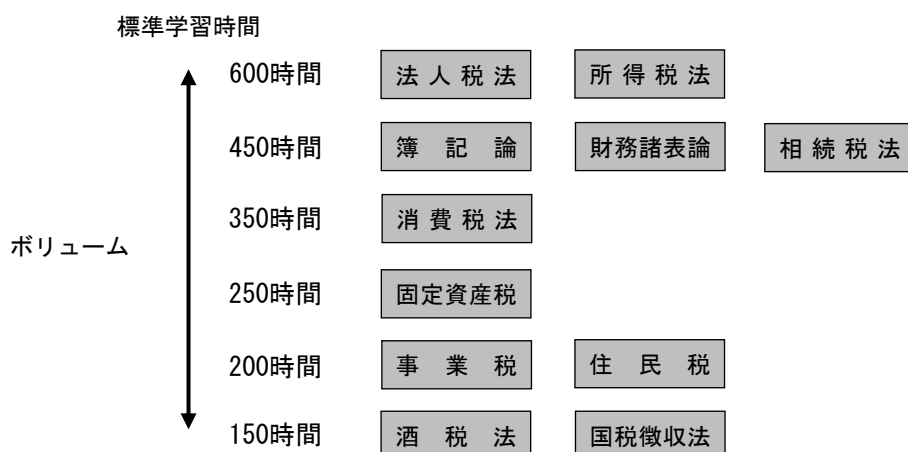
受験プラン

税理士試験の受験計画を立てるにあたっては、「長期的目標（何年で5科目に合格するか?）」と「短期的目標（次の試験でどの科目を受験するか?）」の2つの目標を明確に持ってください。

1 長期的目標（何年で5科目に合格するか?）

「何年で5科目に合格するか?」は、「学習に充てられる時間がどれくらいあるか?」、「どの科目を受験するか?」等によって左右されますが、学生等、受験に専念できる環境にある方は2～3年、仕事との両立を目指す社会人の方は3～5年位を目安にするのが一般的です。

なお、税理士試験の各科目は、下記の通りボリュームがマチマチです。ボリュームの少ない科目を組み合わせることで、仕事をしながらでも1年で複数科目の合格も可能となります。



（注）標準学習時間には、TACでの講義時間を含みます。なお、学習時間は個人差があります

参考 受験モデルプラン

2年プラン	1年目		2年目	
	簿記論 + 財務諸表論 + 選択科目		法人税法 or 所得税法 + 選択科目	
3年プラン (その1)	1年目		2年目	3年目
	簿記論 + 財務諸表論		法人税法 or 所得税法	選択科目（2科目）
3年プラン (その2)	1年目		2年目	3年目
	簿記論 + 選択科目		財務諸表論 + 選択科目	法人税法 or 所得税法
4年プラン	1年目	2年目	3年目	4年目
	簿記論	財務諸表論	法人税法 or 所得税法	選択科目（2科目）

2 短期的目標（最初の試験でどの科目を受験するか？）

長期的目標が定まったならば、次に「最初の試験でどの科目を受験するか？」を決めましょう。その際には、次の点に留意してください。

1 1週間あたりの学習可能時間を正確に見積もる

どれだけ能力のある方でも、学習に充てる時間が不足していると、良い結果を得ることはできません。次の表で1週間あたりの学習可能な時間を計算してみましょう。

（単位：時間）

	月	火	水	木	金	土	日	合 計
可処分時間								

2 各科目の特徴を把握する

(1) 初めての受験に向いている科目

簿記論・財務諸表論といった会計科目は必須科目であり、その知識は法人税法等の学習において役立ちます。また、これらの科目は、同時に学習すると相乗効果が得られます。しかし、それぞれボリュームがあるため、いずれか1科目選択するのであれば、簿記論をお勧めします。

(2) 2回目以降の受験に向いている科目

法人税法・所得税法といった選択必須科目はボリュームが多いことから、学習スタンスが確立した2回目以降に受験されることをお勧めします。また、事業税・住民税は、法人税法・所得税法と深く関連することから、これらは法人税法・所得税法と同時にしくは学習後に受験するのが好ましいです。

3 科目選択の具体例

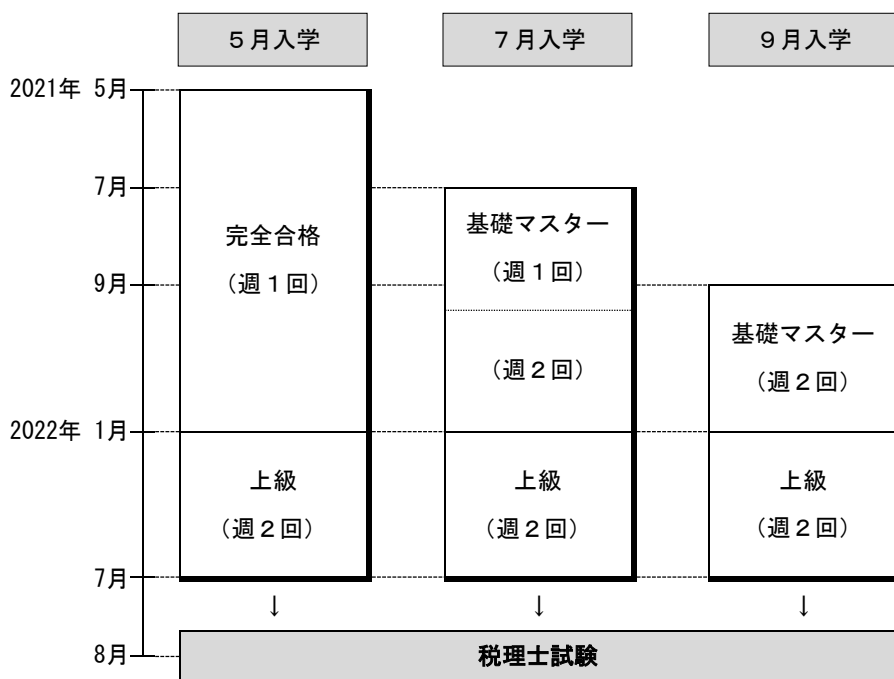
学 習 時 間	週30時間以上	簿 記 論	+	財務諸表論	+	税法科目(ボリューム少)※
	週20～25時間程度	簿 記 論	+	財務諸表論		
	週15～20時間程度	簿 記 論	+	税法科目(ボリューム少)※		
	週10～15時間程度	簿 記 論				

※ 消費税法・酒税法・固定資産税・国税徴収法のうち、いずれか1科目

3 5～9月からの開講コース

5～9月開講コースには、「完全合格＋上級コース」と「基礎マスター＋上級コース」があります。

1 5～9月開講コースの流れ



2 各コースの概要

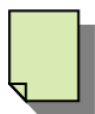
(1) 完全合格＋上級コース（簿記論・財務諸表論）

「完全合格＋上級コース」は、初めて学習される方を対象に翌年の本試験合格を目指すコースです。年内は週 1 回のペースで学習を進め、合格に必要な知識を習得します。年明けからは週 2 回のペースで受験経験者を対象とした上級コースに合流して本格的な実践演習を行います。

なお、このコースはすでに開講していますが、Webフォロー等を利用して週 2 回ペースで受講すれば、早い時期に本来の週 1 回ペースの学習スケジュールに追いつくことができます。

(2) 基礎マスター＋上級コース（簿記論・財務諸表論）

「基礎マスター＋上級コース」は、初めて税理士の学習される方を対象に12月までの期間に学習範囲の大半のインプットを終わらせ、1月から上級コースに合流して本格的な実践演習を行うコースです。なお、「7月入学」は、9月下旬まで週 1 回、それ以降は週 2 回のペースで学習します。一方、「9月入学」は、通年通して週 2 回のペースで通学します。

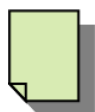


注 目 「WEB通信“無料”体感キャンペーン」のご案内

今なら完全合格＋上級コースの「簿記論」及び「財務諸表論」の第3回講義まで、無料でWeb受講できます！キャンペーン期間は6/30(水)まで！是非、この機会に2022年度合格に向けて税理士の学習をスタートしましょう！

■「WEB通信“無料”体感キャンペーン」の詳細はコチラ！

⇒https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_taiken.html



注 目 「TACはじめて割」のご案内

TAC税理士講座に初めて申込みれる方を対象に「7月入学基礎マスター＋上級コース(簿記論)」の教室講座・ビデオブース講座・Web通信講座が、通常受講料¥230,000のところ“キャンペーン価格¥198,000”でお申込みできます。

■「TACはじめて割」の詳細はコチラ！

⇒https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_natuouen.html



〔第一問〕 — 25 点 —

問 1 次の【資料 1】～【資料 3】に基づいて、以下の設問(1)～(3)に答えなさい。なお、【資料】の
()については各自推定すること。

【資料 1】 貸借対照表 (単位：円)

資 産	期首	期末	負債・純資産	期首	期末
現金・預金	415,000	()	買 掛 金	523,000	546,000
売 掛 金	658,000	673,000	資 本 金	()	()
商 品	()	812,000	繰越利益剰余金	()	()
	1,918,000	1,807,000		1,918,000	1,807,000

【資料 2】 総勘定元帳(一部)

仕 入		売 上	
〔総仕入〕 3,251,000	仕入値引 37,000	() 25,000	〔総売上〕 4,822,000
繰越商品 ()	繰越商品 ()	損 益 ()	
	損 益 ()	4,822,000	4,822,000
()	()		

資 本 金		損 益	
次期繰越 ()	前期繰越 (①)	仕 入 (②)	売 上 ()
	() ()	〔その他費用〕 ()	〔その他収益〕 126,000
()	()	() ()	
前期繰越 ()		()	()

繰越利益剰余金	
() 386,000	前期繰越 459,000
次期繰越 ()	() (③)
()	()
	前期繰越 (④)

(注) 〔総仕入〕、〔総売上〕、〔その他費用〕、及び〔その他収益〕、それにその他の同種の取引からの
記帳は、当該会計期間に発生した総額をまとめて表記されているものとする。

【資料 3】 その他の事項

- ・ 期中において配当金()円を利益剰余金から支払った。なお、会社法では、会社の純資産額が 3,000,000 円を下回る場合には配当することができないと定めているが、本問では数値簡略表示の便宜上、配当を行ったとする。
- ・ 期中において 114,000 円の増資を行った。なお、株式払込金の資本金勘定への組み入れは会社法の定める原則処理とする。

設問(1) 【資料 2】の(①)～(④)に入る金額を答えなさい。

設問(2) 次の⑤～⑨に指示された金額を答えなさい。

- ⑤ 期首繰越商品の金額
- ⑥ 売上戻りの金額
- ⑦ 売上総利益の金額
- ⑧ 売上原価を除く当期の費用の合計金額
- ⑨ 期中に支払った配当金の金額

設問(3) 商品売買取引を総記法によって記帳した場合、以下の勘定の(⑩)に入る金額を答えなさい。

商 品	
前期繰越 ()	() (⑩)
() ()	仕入値引 37,000
() 25,000	次期繰越 ()
() ()	
()	()

問2 次の【資料1】及び【資料2】に基づいて、以下の設問(1)～(2)に答えなさい。なお、【資料1】の()については各自推定すること。

【資料1】 前期末における勘定残高

(単位：千円)

資本金	558,750	資本準備金	110,000	その他資本剰余金	24,000
利益準備金	28,500	新築積立金	6,000	繰越利益剰余金	225,000
自己株式	△ 36,000	その他有価証券評価差額金	()	新株予約権	1,000

(注) △は借方残高を意味している。

【資料2】 純資産の増減に関する当期中の取引。なお、これら以外に純資産に関連する取引はなかった。

(1) 新株予約権(帳簿価額 500 千円)の権利が行使されたので、株式を発行し、権利行使に伴う 2,000 千円の払込みを受けた。なお、会社法が定める最低額を資本金に組み入れた。

(2) 剰余金の処分

株主総会において、次の剰余金の処分案が承認された。

- ・ 配当金 40,000 千円(その他資本剰余金を原資とする配当：10,000 千円、利益剰余金を原資とする配当：30,000 千円)
- ・ 利益準備金 会社法が定める最低限度額

(3) 自己株式

前期末に保有する自己株式の株数は 3,000 株である。当期において 1 株あたり 15 千円で 600 株を追加取得した。その後、1 株あたり 18 千円で 400 株を売却した。ただし、売却に当たっての帳簿価額は平均法によって算定した。さらに、帳簿価額 2,500 千円の自己株式を売却した。なお、当期末に保有する自己株式の時価は 1 株あたり 17 千円であった。

(4) その他有価証券

保有するその他有価証券は、単一の銘柄で、前期に 1 株あたり 120 千円で 150 株を取得したものである。前期末における時価は 1 株あたり 130 千円であり、当期末における時価は 1 株あたり 150 千円であった。全部純資産直入法によって処理を行う。なお、法定実効税率は 30 % であり、繰延税金資産の回収可能性及び繰延税金負債の支払可能性に問題はない。

(5) 新築積立金の取り崩し

当期中に建物が完成し、新築積立金 2,000 千円を取り崩した。

(6) 当期純利益の計上

決算日において、当期純利益 41,300 千円を計上した。

設問(1) 【資料 2】の取引のうち指示したものについて仕訳を行った場合、以下の(①)～(⑥)に入るもっとも適切な勘定科目を選択肢から 1 つずつ選び記号で答えなさい。ただし、仕訳不要の場合は「シ」(仕訳なし)を選択すること。何度同じ記号を答えてもよい。また、(A)～(D)に入る金額を答えなさい。

(1) 新株予約権の行使に伴う新株式の発行と払込み

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
現 金 預 金	2,000	資 本 金	()
(①)	()	資 本 準 備 金	()

(2) 剰余金処分案の承認

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
そ の 他 資 本 剰 余 金	()	資 本 準 備 金	()
()	(A)	利 益 準 備 金	()
		()	40,000

(3)-1 自己株式の売却

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
現 金 預 金	7,200	自 己 株 式	(B)
		()	()

(3)-2 自己株式の消却

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
(②)	2,500	()	2,500

(3)-3 自己株式の期末における時価

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
(③)	()	()	()

(4)-1 その他有価証券の期首における再振替仕訳

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
期 首	その他有価証券差額金	(C)	()
	(④)	()	()

(4)-2 その他有価証券の期末における評価替え

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
期 末	()	繰 延 税 金 負 債	(D)
	()	()	()

(5) 新築積立金の取り崩し

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
()	2,000	(⑤)	2,000

(6) 当期純利益の計上

借方勘定科目	金 額	貸方勘定科目	金 額
(⑥)	41,300	()	41,300

【勘定科目の選択肢】

ア	繰越利益剰余金	イ	繰延税金資産	ウ	繰延税金負債
エ	自己株式	オ	資本金	カ	資本準備金
キ	新株予約権	ク	新築積立金	ケ	その他資本剰余金
コ	その他利益剰余金	サ	損 益	シ	仕 訳 な し

設問(2) 次の①～③の金額を答えなさい。

- ① 資本金の当期末残高
- ② 利益剰余金の当期末残高
- ③ 評価・換算差額等の当期変動額